

インドの第4次5カ年計画 について (I)

伊藤 正二

はじめに

I インドの第4次5カ年計画の新戦略について

1. 一連の戦略の変更
2. 戦略の変更の背景

(以上本号)

II タミル・ナード、ケララ州の第4次計画をめぐって

はじめに

昨68年12月末より今年2月にかけて、筆者はインドで現地調査を実施した。その調査課題は、要約すれば、インドの第4次5カ年計画の戦略、内容、性格とその背景について調査するとともに関連資料を収集する、とくに、州レベルの計画の問題点と背景に重点をおく、というものである。調査対象とした州は、とかく問題の多い州である西ベンガル州、タミル・ナード州(旧マドラス州)、ケララ州の3州を中心にした。このことのため、ニューデリー滞在日程を極端にちぢめ、カルカッタを中心に2週間、ニューデリー5日間、アーメダバードとボンベイあわせて1週間、マドラスを中心に2週間、ケララ州に2週間という日程で調査した。

ところで、現地調査実施前には必ずしも予測できなかったいくつかの事情により、上記の課題の遂行の方法もしくは重点のおきかたに若干の変更をした。参考までにそのいくつかを記したい。

(1) 中央政府の5カ年計画は、訪問期間中には最終化されなかったこと。この遅延により、計画内容の具体的検討にかかわる調査はしなかった。しかし、計画の戦略についての論議が各界で広く行なわれていたことはそれなりに好都合であった。

(2) 州レベルでの計画については、詳細な草案ができていた。しかし、中央政府からの資金配分に依存する州レベルの計画は、中央政府の計画の最終的決定がないかぎり、最終化できない。いわば州の計画草案は、中央にたいする資金配分増額要求書という性格が濃い。このこ

と自体、インドの5カ年計画の一つの問題点を象徴しているのであるが、これらの草案の詳細なデータの分析は必ずしも意味をもたないわけである。とはいえ、戦略的な点に関するかぎり、各州の政策意図の特徴をそれは明らかにしている。

(3) そのほか、州レベルの経済計画の前提に多少ともかかわりのある諸事態が滞印中起こった。とくに、(イ)西ベンガル州を含む4州における州下院議員の再選挙の実施(2月9日)。4州のうち、西ベンガル州においては左翼統一戦線が圧勝したが、これをもって、当州の計画のありかたも今後大きく変わる可能性が強い。(ロ)タミル・ナード州首相C・N・アンナードライ氏の死去(2月3日)および同州タンジョール県キーラヴェンマニ村(Kizhavenmani)の農業労働者の婦女子44人の焼殺し事件(12月25日)。これらにたいする当州政府の与党ドラヴィダ進歩連盟(DMK)やタミル・ナード人の対応のしかたは、この政権のいくつかの特徴を示すものとして重要な事件であった。

本稿は、この現地調査時の視察、収集資料、インタビューなどをもとにして、インド第4次5カ年計画の戦略の特徴、タミル・ナードやケララ州の州レベルの計画の内容と特徴や背景について略述するものであるが、資料として利用していただければ幸いである。

I インドの第4次5カ年計画の新戦略について

1. 一連の戦略の変更

現地調査の時点は、『第4次5カ年計画要綱案』(*Fourth Five Year Plan, 1969-74, Draft, Planning Commission, March 1969, 357 p.* 以下 *Draft Plan* と略称する)の作成直前で、中央政府と州間の資金配分の折衝・調整、省間調整が進んでいた時期であるが、けっきょく3月に発表された *Draft Plan* はだいたいに於いて、1968年5月発表の『第4次計画へのアプローチ』(*Approach to the Fourth Five Year Plan, Planning Commission, 38 p.* 以下 *Approach* と略称する)をより具体化したものと考えてさしつかえない。

この *Draft Plan* は、4月21日予算国会に上程されたが、財政審議会(Fiscal Commission)の最終勧告書の提出後に再調整されるために、当国会では採択されなかった。しかし、今次の計画のアプローチ、役割、規模、遂行のための機構などの戦略的な側面には著しい特徴がみられる。本稿は、*Draft Plan* の詳細な紹介を目的と

するものでないが、この戦略的に重要な側面を第2、3次計画と比較するとき第4次計画の特徴が明らかにされるとおもわれるので重要と考えられる点を五つ指摘したい(注1)。

その第1は、計画の目的の重点が社会正義や経済構造の改革よりも生産全体の回復と発展におかれてきていることである。第1章の初めに計画の目的を憲法、56年産業政策声明などに基づいて述べ、公平と社会正義の前進をとまらぬ急速な経済発展が経済計画の一般的目的である(p.5)としながらも、第4次計画期の目的は、安定(これは、具体的には産業間のアンバランスを防止・修正し、インフレを抑制し、輸出拡大で外貨不足を軽減して外国援助依存を純額にして第3次計画の半額に削減する、ということ)を保持しながらの成長テンポの加速化にある(p.13)としている。急速な成長と社会正義とは矛盾関係にある(p.9)との記述にみられるように、過去の計画書よりも現実にはたいして正直になった、という印象をうける。もともと解決の困難な失業問題について今次の*Draft Plan*はほとんど政策を示していないことや、所得分配の公正化については、下層民に雇用の機会をつくり出すことによって解決する(pp.15, 17)とあることも、社会正義よりも急速な成長に重点をおく上述のアプローチの一環であろう。

第2は、経済活動における計画の役割と地位を下げ、民間部門の役割を量的・質的により重視してゆくということである。まず、計画規模を大きくないものにする。第3次計画の目標では、国民所得にたいする純投資の比率を60/61年の11%(実績)から65/66年に14%に引き上げることになっていたが、今次の計画では67/68年(つまり不況の年)の11.5%(実績推定)という低い比率を起点にして73/74年(計画最終年)に13.8%にしか引き上げないとしている。公共対民間部門の投資配分比率は55%対45%で、第3次計画(60%対40%)よりも公共部門の比重を下げる。この部門の新規拡張は手びかえ、第5次計画の前提としてどうしても必要なものだけに制限し、建設中のものの完成に重点をおく(注2)。工業の多くの分野(「基幹産業」を除く)において計画目標(targets)の設定をしないで、単に予想(estimates)の生産量を与えるにとどめる(注3)。ここで「基幹産業」とは、鉄鋼のほかには、非鉄金属類、発電機、各種の化学肥料と農薬、その原料となる化学品類、薬品類、石油などの輸入依存度の高い産業(36業種、pp.261~262)であって、重要な生産財産(産業用機械・設備、工作機械、農業用動力

ポンプ)を含んでいない。後者は「その他の産業」になっている。このような恣意的な産業の2分割は、次項で述べる工業ライセンス制度の改革の基準を外貨という基準におくこととも一致し、また、後述するインド商工会議所連盟の主張に通じるものであるようにおもわれる。外貨基準の重視という点では計画は一貫している。

第3は、以上と関連して、諸統制の緩和の方向に向かっていること、いいかえれば市場諸力の重視ということである。1966年のルビー切下げと前後して始まった統制の緩和の方向は、新計画に明瞭に確認されている。これの最も重要なものが、工場の新設・拡張のために必要だった工業ライセンスの交付制度の改革である。現在、この制度の詳細な再検討が、一委員会によってされているが、*Draft Plan*も改革の基本的方向を示している。「工業発展の規制は主として外貨割当てとの関連で考慮されなければならない」として、(1)外貨をかなり必要とする業種は、工業ライセンス制度の適用を継続するが、一度許可されれば、資金、外貨、稀少な原材料を十分かつ迅速に配分し、事業の実行を助ける。(2)このほかの業種では、工業ライセンス制は適用されずに、私企業は市場の要請に従って自由に活動できる。ただし、外割制は継続される。(3)独占排除の対策として、財閥(big industrial houses)には、技術水準の高い新分野にしか参入を許可しないようにする(pp.238~239)(注4)。

統制の緩和の第2は、重要産業における私的外国資本導入の促進と認可プロセスの簡略化である。*Draft Plan*はこの点についてふれていないが、外資投資局の設立など、すでにいくつかのステップがふまれている。

このほか、統制の緩和はさまざまな分野にみられる。価格の統制面でもそうで、現在、価格が統制されている商品は10数品目にすぎない。価格と、流通機構の統制緩和は最近とくにめだってきた傾向である。また、手工業保護政策の重要な柱である工場制綿業の生産上の諸制限の緩和も最近行なわれた(注5)。

統制緩和のこのような一般的傾向との関係で、ここで二、三付言しておく必要がある。第1に、統制の緩和は統制の撤廃ではけっしてない。非弾力的な統制を最も強く批判し、インセンティブによる資源配分の方向づけを主張するインド商工会議所連盟(FICCI)にしても多くの企業家にしても、“中核”プロジェクトの工業ライセンス制や外割の継続は否定していない(注6)。第2に、統制の方法が、法的、直接的なそれから、金融的、間接的なそれに移りつつあることである。*Draft Plan*は、「

ましい方向への投資の方向づけや供給と需要のよりよき均衡は、ますます財政的、金融的政策を通じて行なわれるようにする」(p. 239)と述べている。1968年に成立したいわゆる銀行の社会的統制法(“Social Control of Bank Act”)は、統制の強化というよりは、このような統制のありかた一般の傾向の一部として理解されるべきであろうと考えられる^(注7)。また、一般の企業が事業資金の一部として運用する目的で知人もしくは広く社会から金銭を預る制度(public deposit)は元来全く統制されなかったが、66年からインド準備銀行の統制が始まっている。これも同様の位置を占める措置と考えられよう。

このような統制のありかたにおける変更とともに、補助金による保護制度の後退がめだっている(p. 19)。とくに、食糧の配給における補助金の停止や、手工業にたいする補助金の廃止傾向がこれである^(注8)。

新5カ年計画の戦略の第4の特徴は、生産の阻害因としての対外アンバランスの認識を深め、輸出促進の重要性を強調していることである。とくに1967年ごろより強化された輸出促進措置(補給金制度、租税特別措置、外割の優遇など)によって、停滞をつづけてきた輸出が、1968年より機械器具製品を中心に大きく上向きに転化した^(注9)。この上向傾向を前提にして、*Draft Plan*も輸出の成長率の目標を年率7%(1958/59年から1964/65年までの実績は年率4.5%であった)においている。これにより、80年までに輸出規模を1967/68年の120億ルピーから302億ルピーにし、対外援助依存度を純額にしてゼロにする、としている。

第5の特徴は、「農業の新戦略」である。これは、技術的条件を重視し、改良品種(とくに高収量品種)と小型灌漑設備の導入、肥料・農薬の十分な投下を、主として灌漑地の規模の大きい農民を通じて行ない、食糧の増産をはかるもので、1966年から導入された一連の諸政策をさしている。

*Draft Plan*も「最近のできごとは、物価水準、政府の資源動員能力、政府の計画支出、工業活動のテンポなどが緊密な相互関連をもっていること、また、これらすべてが食糧と農業生産物の安定的な供給に依存していることを示した」(p. 12)とし、農業の増産と安定が重要である、という認識はいままでに強く、同時に、農業の新戦略が増産(年率5%)を保証できる(pp. 112~115)として、この進展と普及が今次計画の中心となっている。この成功の持続の条件の一つとして、食糧のバッファー・ストックをつくって、価格維持を図ることも、計

画にもられている。逆に、土地改革は、独立の章でとりあげられずに、小さく扱われているばかりでなく、重要なことは、食糧増産の前提であるという考えをとらなくなっていることである^(注10)。

以上に述べた一連の戦略の変更は、相互に深い関係がみられる。その起点は、インドの経済が凶作、外貨危機などに直面して著しい困難にあった1966年ごろと考えられる。しかも相互に深い関係にある新政策のそれぞれは実現の可能性が疑われる種類のものでは必ずしもない。すなわち、多くの場合、むしろ現実の経済活動の性格に忠実になったのにすぎないのである。

その意味で1966年は経済政策全体のありかたにおいて大きな転期を画する時期であると考えられる。“plan holiday”に終止符をうつはずであった第4次計画もその延長上にその戦略をおいているとみられる。インドの総合雑誌、専門誌の多くの論文が、“planless”とか“deplanning”などと評しているのも理由のないことではない^(注11)。

2. 戦略の変更の背景

(1) 凶作と不況

このような戦略の変更をもたらした背景は、私的資本の力量の相対的強化である。のちにみるように、*Draft Plan*の戦略は財界の要請にこれまでになく一致している。

ところで、1944年のBombay Plan^(注12)をはじめとして、財界の計画に関する提案の特徴は一貫して、現経済・社会構造の維持をほとんどそのまま前提にした著しく現実的性格の強いものであった。*Draft Plan*のアプローチはさきに述べたように、その意味での現実性を強めたものである。計画当局のこの現実的・実際的アプローチへの変化は、財界の計画案への内容的な接近をもたらしたものであるが、それは1965~66年の深刻な凶作による、食糧危機、工業の不況、インフレと外貨危機、社会不安、会議派政権の動揺などの深刻化を契機にしてあらわれた、といえるとおもわれる。

凶作、食糧危機、工業の不況・停滞化は、計画当局をしてまずなによりも経済の安定的成長に重点をおかざるをえないと考えさせるにいたらしめた。

遊休生産能力や倒産の問題の深刻化は、生産能力の新設をともなう大規模計画よりも、既設の生産能力の利用をめざす弾力的な計画へ、公共部門の新規拡張を手ひかえてより小規模な計画へ、と変更を要請する。赤字財政インフレの食糧不足による加速化も、同じ要請をする。

民間企業の部門間投資配分の最も重要な手段である工業ライセンス制が、実際には、所期の目的とは逆に、資本の集中と部門間アンバランスをもたらしたことが、この時期に実証され^(註13)、統制一般即バランスドグロースもしくは“社会正義”という単純な発想法が根拠を失った。これは統制緩和主義が市民権を得る機会となった。国内市場の狭隘化、不況、外貨危機の深化、援助の先細り傾向という一連の国内的諸条件と国際的条件は、輸出貿易の促進を強く要請し、本格的な輸出促進政策の展開をもたらした。これと相前後して、小規模ながらインド資本の対外輸出がはじまる^(註14)のは、これと関係があるのではなからうか。

凶作が2年連続し、食糧危機をもたらしたばかりでなく、5カ年計画を3年間休み(“plan holiday”), しかもそればかりでなく工業における不況の重要な原因となったり、会議派の凋落の契機となるにおよんで、農業が工業そのほかの分野にとってもつ意味の重要性を痛感させた。計画当局にしても、さきにふれたとおり農業の重要性を強調する。しかし、“農業新戦略”の導入がインド西北部を中心に“緑の革命”のきざしをみせると、1966年ごろ悲観的であった財界、学界のムードが、いまでは急に楽観的なもの変わった^(註15)。そして、*Draft Plan*は農業の年成長率5%の達成を、ほぼ全面的にこの新戦略の拡張に依拠して果たそうとしている。投資資金配分率でみて、農業の重要度は大きいものではない。すなわち、第3次計画では、農業関係に20.3%(農業に14.0%、灌漑・洪水対策に6.3%)であったが今次の *Draft Plan* では19.9%(同上それぞれ15.6, 4.3%)であるにすぎない。たしかに、農産物価格の急騰という条件下で、改良品種の導入、肥料の投入増による生産の増大は否定しがたいし、また“農業もビジネスであったのだ”と考えるようになった大農がタンジョールでさえもみられた。アンドラの大農は、多数の貨幣を懐にして、その利用に迷っている、とも聞いた。この“緑の革命”が今後どの程度の広がりや深まりを展開するかが、今次計画の成否の重要なカギである^(註16)。

(2) 中央政府の権威の失墜

インドの経済発展は、地域間の不均等や発展の性格の差異の拡大をとまなっている。農業ひとつをとっても、パンジャブ地方の“緑の革命”に対しては、地主・小作関係の矛盾の激化のもとに生産力が抑えられているベンガル地方がある。同じ一州内でも、たとえばケララであれば、日雇いに依拠する大規模の資本主義的経営の多い

クッタナード地方にたいしては、年雇に依拠する地主的経営の多いパルガット地方がある。急速に工業の発展をみたマドラス州ではしだいにタンジョールの地主層の勢力の相対的地位が低下しつつあるようにおもわれた。このようなことが、中央政府の権威の低下、州の自治意識の強化や、中央対州の対立の強化の底流をなしているようにおもえる。逆にこのことが計画の条件を急速に変えつつある。

それが最も明瞭になるのは、いうまでもなく1967年2月の総選挙(ついで1969年2月の中間選挙)による多くの州での非会議派政府の成立である。これとともに、中央・州レベルでの会議派の内部の分派・脱党が、ますます顕著になっている。

この点で、マドラスにおけるDMK党の圧勝は、一つの象徴である。DMK党は、中央政府に対して強い“反感”をもっている政党である(DMK党が州政府に就任後も必ずしもそうであるとは限らない)。この政党の圧勝には、物価問題、地主・小作問題、選挙戦術などさまざまな理由があげられるが、一つには、中央の会議派の政策に従わざるをえないタミル・ナード会議派が言語問題で州民の利益を守ろうとしなかったことが理由でもあることは、計画における中央・州間の関係を考えるうえで象徴的なことであろうとおもわれるのである。

中央ととくに州の政治的不安定、中央政府の権威の失墜は、計画の全インド的視野からの合理的遂行をより困難なものにしてゆくであろう。逆に、州レベルでの計画は、各州独自の性格をもつ度合いが強まり、州間の経済発展における方向の差異をさらに強めることが予想される。現にのちに述べるケララの場合がその好例であろう。

(3) 財界の意見の強い反映

恒例のことではあるが、新5カ年計画の形成過程で、財界、学界の個人や団体がさまざまな意見をだし、論争がなされてきたが、なかでもインド商工会議所連盟(FICCI)の意見書(*Guidelines for the Fourth Plan*, Dec. 1968, 65 p. 以下 *Guidelines* と略称する)は注目される。というのも、この簡潔ではあるがそれなりに体系的である文書は、*Draft Plan* にたいして内容的に強い影響をもっていると思われるからである。

*Guidelines*は野心的すぎる計画に反対して(pp. 9~11)国内と対外的資源を計算して(pp. 31~55)成長率5%、総投資支出額1800億ルピー(うち外国援助300億ルピー)を示唆する。計画の目的としてあげている点は、食糧生産の自給、公共部門企業の経営の改善と適当な利潤の獲

得、建設中のそののいっそうすみやかな完成、不況救済策による民間部門における生産能力の完全利用、租税構造の適当な改善による資本市場の復興、減税、より多くのイニシアティブが個人に与えられるために全分野にわたる統制措置の改正、私的外国資本の積極的導入などである (pp. 16~26)。そして、計画は、あらかじめ設定された成長率に固執することなく、経済の統合と、成長に好ましい形への経済の方向づけとをめざすことが必要であると強調する。

以前の計画の実績からみて、投資を増大しても成長率が低下したのは、資源の非生産的な利用のためであり、今後資源はもっと生産的な分野に配分されなければならない。そのためには、計画は単に示唆的かつ選択的 (indicative and selective) であらねばならない。そして、計画は、発展に必要な不可欠な“中核”的プログラム (この実行のためにはあらゆる援助・準備をする) と補助的プログラムとに2分割しておかねばならない (pp. 27~30)。公共・民間別の投資額の配分は、それぞれ1051億ルピー、697億ルピー (60対40の割合) とする。

FICCI がその *Guidelines* で提案している分野別の資金配分は下表のとおりである。資金源泉については、とくに強調されている点は、増税の余地はもう全くないこと、むしろ減税をし、かつ市場借入れを増額することによって資本市場を活発にすべきであるとしている。

なお、農業と工業とのあいだの関連性が次のようなかたちで考慮されている。「農業部門が他の部門と足並みをそろえて成長しない限り、いかなる前進をすることも不可能であろう」(p. 17)、「農業における自給の達成には

FICCI の第4次5カ年計画案(分野別投資の配分)

(単位: 億ルピー, かつこ内は%)

	FICCI 第4次 計画案 (A)	第4次 計画委員 会第4次 計画案(B)	第3次 計画 (C)	同左 FICCI 案 (D)
農業(含灌漑)	400 (22)	442 (22)	211 (22)	165 (17)
工 鉱 業(含小工業)	600 (37)	589 (29)	300 (31)	400 (40)
インフラストラクチャー (含電力・運輸・通信)	450 (25)	628 (31)	280 (29)	225 (23)
社会サービス	280 (16)	391 (19)	170 (18)	210 (21)
計	1,730 (100)	2,049 (100)	960 (100)	1,000 (100)

(出所) A欄 *Guidelines*, p. 61, B欄 *Draft Plan*, C欄 *Third Five Year Plan*, D欄 *The Third Five Year Plan—A Tentative Outline*.

(注) D欄以外, 在庫投資を除外。

第4次計画中に約30%の成長率を必要とする。……農業におけるこの成長率は工業の成長率が50%を達成することを可能にさせる」(p. 5)と。さらに、「インド経済にインフレ潜在性があるからには、より急速の消費財工業の発展が必要である。また、農業生産の上昇により、農村地方の流動性がかなり上昇するであろう。だから消費財工業の拡張は、主として、農村地方からくる需要に応ずるような業種〔具体的には、織物、砂糖、セメント、ラジオ、運輸機械等をさす——引用者注〕においてでなければならないであろう。」(p. 63)。

以上のような FICCI の主張と、その4カ月後に発表された *Draft Plan* の考え方が予想以上に類似しているのに驚く。それは、公共部門の相対的シェアの低下、公共部門の企業の新設は手びかえること、Plan は indicative であるべきこと、“中核”プロジェクトとそのほかに分けること、弾力的運用と統制の緩和(統制の撤廃ではない)、インフレの制限、などの点である。外国援助期待額は、*Draft Plan* は250億ルピーであるが、*Guidelines* もこれと大差のない額(300億ルピー)である。分野別の資金配分について *Draft Plan* と *Guidelines* とを比較すると、両者の投資総額はかなり違うにもかかわらず農業と工鉱業向けの投資額はほぼ等しいことも注目に値する。農業については、財界もその発展の必要性を痛感するにいたったことの反映であろうし、工鉱業については、最近の不況期の政府の工業企業の拡張の停止が民間の機械工業などの深刻な不況をまねいたことから政府部門の急速な縮小は好ましいことでないという認識の反映であろう。*Guidelines* と *Draft Plan* の投資総額(計画の規模)の差異は、おもに社会サービスの分野における差異によるものである。このことと関連して注目すべきことは、公共・民間両部門間の投資配分率である。すなわち、*Guidelines* は公共・民間部門の比率を第3次計画なみの60対40という比率を示唆しているのにひきかえ、*Draft Plan* はこれよりも「後退」して55対45という比率を提示しているのである。

地方的な企業者団体の新5カ年計画への意見や要請もだいたいにおいて、FICCIのそれに同じである。ベンガル民族商工会議所(Bengal National Chamber of Commerce. 外資が50%を越えない企業主により構成)の代表者が、インタビューで語っていた点を参考までに要約して記すと、

1. 第4次計画は、小規模が望ましい。減税を希望する。
2. 不況の克服の一環として第4次計画が期待され

る。ただし、一部の機械工業は、政府からの発注に依存しすぎてきたので、経営の多角化を図る必要がある。

3. そのためには、多額の資本財輸入が必要であるが、市場条件のよい企業家はいわゆる維持輸入の優先を主張し、対立する。

4. そこで、外資の導入には一般的に賛成である。ただし、消費財工業に導入する必要はない。

5. 農業生産における“緑の革命”説があるが、たしかに起こりつつあるようだ。ベンガルではまだ望めないが、土地保有の上限制限はこの“革命”の邪魔になるから撤廃し、株式会社制の農業経営を起こさるべきである。この点について、われわれはすでに64年に勧告したことがある(註17)。

6. また、この“革命”の推進のために、農業金融の拡張が望まれる。融資先選考の基準は、現時点の支払能力よりも将来時(収穫時)のそれに変えるといふ。

7. 政府・民間ともに、農業所得の増大に注目し、農村により多くの工業製品を販売することを通じて、農村からの余剰の吸収を増大する具体策を考慮中である。

また、カルカッタのインド商工会議所 (Indian Chamber of Commerce) も、上記とはほぼ同様の見解であるが、農村からの資金の吸収の具体策として、(1)銀行が支店を増設しつつあること、(2)ボンベイの肥料会社2社がそれぞれ2000万ルピーにのぼる株式を地主に売ったこと、などを例示した。

インド機械工業協会 (Engineering Association of India. カルカッタ) は、計画委員会の Approach を批判した文書(註18)で、要旨次のような見解を示している。

1. 第4次計画の目的が安定成長であるという Approach を歓迎する。

2. 価格の安定は最重要であり、確固とした目標と手段をとるべきである。

3. 機械工業にとっておもな国産・輸入原材料の供給者は政府であるが、この価格の引下げ、関税の引下げをすること。

4. 遊休生産設備の完全利用の対策の一つとして経営の多角化を促進するように、工業ライセンス制の一部を緩和すること。鉄道関係の機械工業は、政府の大幅な買付切下げのため著しい不況下にあるが、政府は、確固たる計画を組んで能力の完全利用を保障すべきである。

5. 輸入計画を確定し、これと工業生産計画とを整合

させること。工業ライセンス制は、この輸入計画との関係で運用すること。

6. 輸出増進政策の成功のために、コスト切下げ政策を断行すること。

以上述べたことから、インドの財界はおしなべて、市場と余剰源泉としての農業の役割に深い関心をもつようになってきていること、その具体策が“農業の新戦略”であること、新5カ年計画には以前の計画よりも好感をもっていること、新5カ年計画が財界の要請にいつそう接近していること、などがいえるとおもわれる。

(注1) 参考までに、Draft Plan にもらわれている長期経済目標は次表(付表第1表)のとおりである。4次計画期間の巨視的経済成長目標は、年率で示すと国民所得5.5%、1人当たり国民所得3%、輸出7%、食糧以外の輸入5%(援助食糧の輸入は1970/71年にゼロとする)、農業生産5%、工業生産9%である。部門別投資の構成は付表第2表のとおりである。

付表第1表 第4次計画の長期経済目標

(単位: 100万ルピー, 1967/68年価格)

	1967/68	1973/74	1978/79	1980/81	1967/68 から 80/81 までの増大率 (指数)
1. 純国民生産のうち農業・工業その他	306.7	422.4	572.8	644.4	210
2. 市場価格・要素費用	281.9	384.7	518.7	582.2	207
3. 建設費	149.7	190.0	240.0	261.0	174
4. 電力	51.1	82.2	129.0	153.0	299
5. その他	81.2	112.5	150.0	168.0	207
6. 貿易バランス	-7.8	-3.0	+1.5	+3.0	-
7. 純投資	32.5	53.0	86.2	102.5	315
8. 個人消費	254.0	333.4	431.4	477.6	188
9. 人口(100万人)	514	596	666	690	134
10. 1人当たり国民所得(ルピー)	543	639			
11. 個人消費(ルピー)	494	559	648	692	140
12. 純投資/国民所得(%)	11.5	13.8	16.6	18.0	-
13. 純貯蓄/国民所得(%)	8	12.6			

(出所) Fourth Five Year Plan, 1969-74, Draft (Planning Commission, 1969), pp. 31, 36, 58.

付表第2表 第4次計画投資の部門別内訳

(単位: 1000万ルピー)

	第3次計画				第4次計画			
	公共部門	民間部門	計	構成(%)	公共部門	民間部門	計	構成(%)
農業・農業関係	660	800	1,460	14.0	1,667	1,800	3,467	15.6
灌漑・水対策	650	-	650	6.3	950	-	950	4.3
電力	1,012	50	1,062	10.2	2,085	50	2,135	9.6
農村・小工業	150	275	425	4.1	184	500	684	3.1
工業	1,520	1,050	2,570	24.7	3,055	2,150	5,205	23.4
運輸・通信	1,486	250	1,736	16.7	3,133	1,010	4,143	18.6
社会サービス	622	1,075	1,697	16.3	1,178	2,730	3,908	17.5
在庫	200	600	800	7.7	-	1,760	1,760	7.9
計	6,300	4,100	10,400	100.0	12,252	10,000	22,252	100.0

(出所) Fourth Five Year Plan, 1969-74, Draft, p. 49.

(注2) 「必要な発展が協同組合、もしくは民間部門でふつう期待できるような工業の拡張は、公共部門では行なわない」(Draft Plan, p. 238)。

(注3) この点に関して、R. Venkataraman 氏(計画委員会委員)の言明は、計画遂行過程における私企業の役割をいっそう明瞭にしている。すなわち、「民間部門はいかなる企業でもこれを起こす前に自分で市場調査を行ない、需要を推定せねばならなくなる。この点が新計画における政策の大きな変更の一つである」、「過去においては政府が目標を設定したため、需要が実際にあろうとなかろうとこれにしたがって〔工業ライセンスの〕『先取り』があり、この結果、現在機械器具工業や電器工業のような多くの工業で需要にたいして能力がひどく過剰なものになってしまっている」、「この自由経済の理念は社会主義型社会に反するものだといってかなりの抵抗がある。しかし社会主義への考慮よりも欠乏問題の考慮のほうが重要である」(南インド商工会議所SICCIにおける69年2月19日の発言)。

(注4) これは、R. K. Hazari の考え方を踏襲するものであろうが、これによって独占の排除ができるどころか、かえってそのほかの企業にたいする技術格差を大にするであろうことは明らかであろう。

なお、上記の工業ライセンス調査委員会(Industrial Licensing Policy Inquiry Committee)は、最近(7月下旬)報告書を提出した。簡単な内容紹介は *Commerce* (Bombay, July 26, 1969), pp. 175~176 参照。これによれば、ライセンス制が従来恣意的に運用されてきたこと、国営特殊金融機関が財閥を育成してきたこと、私的外資導入許可政策も恣意的であったことなどが指摘されている。勧告は、(1)ライセンス制は、おもに戦略的、基礎的な工業に適用されるべきこと、その場合、運用の恣意性を避けるために詳細な産業計画をつくること、(2)中小企業育成のため、特定産業には大資本の参入を禁止すること、(3)奢侈品工業で稀少資源を多く使うものは、これ以上能力を増大しないこと、(4)それら以外の分野については、資産が3億5000万ルピーを越える財閥には参入を許可しないこと、(5)国営特殊金融機関は融資、投資先の経営にたいする不干渉主義をやめて、経営に参加してゆくこと(これを“Joint Sector”と名づけること)などであって、財閥にとってはかなり厳しい勧告書といえるであろう。

(注5) 不況の緩和策としての統制緩和の典型的な例は、綿業においてみられる。需要の不足をおもな原

因として、多くの会社が赤字をだしており、現在約80社が操業を停止している。綿業の中心地アーメダバードの場合、全綿業会社の課税前利潤は1961年には1.1億ルピーであったが1966年には6900万ルピーに低下した。「この工業にとって最大の問題は、生産費の増大、消費税の重課による綿布のコスト高と、消費者の購買力の遞減との間のギャップをいかにうめるか、ということである」(アーメダバード綿業主協会年次大会での Balakrishna Harivallabhdas 会長の演説、68年4月16日)。そして、現状分析からいえる基本的なことは「既存の工場が設備の不均衡の是正のために少数の紡錘の増加を必要としているような場合を別にすれば、これ以上紡錘数の増加はほとんど必要ない。……織機については、工場制綿業において1万3000~1万8000台の新設が必要である。……これが達成されるためには、この工業の収益率が改善されなければならない」(*Views of the Indian Cotton Mills' Federation on Cotton Textile Industry in the Fourth Plan* <n. d., mimeographed>).

このような資本の要請のもとで、1968年6月に、生産統制の一部緩和がなされた。すなわち、下層消費者保護の目的で特定の質・規格の綿布は、政府が価格を決定しているが、そのような特定綿布を各企業は全生産綿布の40%以上生産することを義務づけられ、40%を越えて生産すると奨励金が与えられ、40%以下であると違約金を徴収されていた。今回の改正で、この40%という率が25%に引き下げられた。

(注6) FICCI, *Guidelines for the Fourth Five Year Plan* (New Delhi, 1968), p. 23 など。

(注7) この法は、(1)銀行の労働争議行為の一部制限、(2)銀行の取締役の条件づけ——すなわち、(a)頭取は金融関係の専門知識・経験をもつ者の常勤たるべきこと、ほかの企業に利害をもってはならないこと、(b)重役の過半数は金融関係の専門知識・経験をもつ者かつほかの企業に利害をもってはならないこと、そしてうち2人は農業または小規模工業の専門知識・経験をもつこと、(c)重役自身または関係企業への融資は禁止すること、(d)農業や小規模工業への融資を漸次増大すべきこと、などを規定している。これは、国民会議派内の Chandra Sekhar などの「腕白小僧連」(young turks) や野党の銀行国有化要求を直接の契機として制定されたもの。当面、この要求を、その効果が広く疑われている上述のような条項をもつ銀行の社会的統制

法でかわすとともに、さらに、デサイ蔵相は銀行調査委員会を任命して、時をかせごととしている。というのも、この委員会の調査項目は著しく広範で大規模な調査が要請され、報告書作成期日も2年というものである(以上、おもに現調時の聴取りに基づく)。

この法の正式名称は Banking Companies (Amendment) Act, 1968 であり、69年2月1日から施行された。

この結果、大銀行の頭取と取締役会の改革がすでに済んでいる。また、商業銀行による農業、小規模工業向けの貸出しも急増した。すなわち、68年6月から69年2月までにそれぞれ3.5億ルピー、4.1億ルピー増大した(副首相を長として計画委員会副委員長、準備銀行、商業銀行、農業、大、小工業の代表者からなる全国信用審議会(National Credit Council)の設定した68年度目標はそれぞれ4.3億ルピー、7.4億ルピーであった)。また、全国信用審議会と準備銀行は、地方都市への銀行の支店の開設を促し、その結果、68年中には合計674の支店が開設され(インド銀行史上最大数)、うち487支店は地方都市または農村のセンターで開設された。なかでもそのうち363支店は今まで銀行のなかった町で開設されたものである。

付記—最近“クーデターの”に実施された14大銀行の国有化は、“金融的統制”のいっそうの強化であるとともに、第4次計画の遂行に新しい要因をもたらすものでもある。これがどのように発展するか、66年以來の経済政策の基調をいかに変更するか、インド資本主義の発展のあり方にかなる影響を与えるか、注目されよう。

(注8) 中央政府による食糧の補助金の停止(1968年)は、ケララ州のように自給度の著しく低い州にとっては最も大きな負担となっている。手工業に関しては Draft Plan は次のように述べている。近代工業との競争下にある手工業の保護は、技術的失業を防ぐがそれは問題を将来にひきのばし、困難をますます大きくするだけのことである。したがって「……[手工業にたいする] 補助金はできるかぎり避けるべきであり、すべての保護的方策は一定の期間に限るべきであり、適当な立地条件と持続的発展を保証するような積極的な施策に重点がおかれるべきである……」(p. 237)。

(注9) 過去の5カ年計画における貿易の位置、最近の輸出促進政策、その実績については、拙稿「アジアは動く《I》インド——停滞から模索へ——」(『貿

易と関税』、第17巻1号、69年1月)参照。

(注10) その端的なあらわれは、土地改革に関する方針は、Draft Plan では第6章農業の章の最後に述べられていることである。

(注11) K. N. Raj, “Plan or No Plan?” *Economic and Political Weekly*, Special Number, Vol. III, No. 26-28 (July 1968); S. C. Nandwani, “Planlessness in Economic Planning,” *Mainstream*, Vol. VII, No. 38 (May 24, 1969); K. Mathew Kurian, “Draft Fourth Plan: Need for Basic Rethinking,” *Mainstream*, Vol. VII, No. 36 (May 10, 1969) など。

(注12) J. R. D. Tata, G. D. Birla *et al.*, *A Plan of Economic Development for India*, 2 parts (Bombay, 1944), 54 p, 34 p.

(注13) R. K. Hazari, *Industrial Planning and Licensing Policy, Final Report* (New Delhi: Planning Commission, 1967), 64 p.

(注14) K. Mathew Kurian, “India’s Foreign Economic Relations and Export of Capital,” *Alternate Policies for the Fourth Five Year Plan* (Economics Division, State Planning Board, Govt. of Kerala, 1969).

(注15) 66年の現地訪問時と比較して、そのような印象を強くうけた。同様の指摘は、G. Parthasarathy, “Green Revolution and Some Neglected Implications,” *Mainstream*, Vol. VII, No. 33 (April 19, 1969) 参照。

(注16) たとえば G. Parthasarathy, “Green Revolution……”。

(注17) BNCC, *Economic Problems of West Bengal: Proceedings of Seminar Held in March 1965* (Calcutta, 1966), xix+212 p. をさす。

(注18) *EAI Approach to the Fourth Five Year Plan* (n. d., mimeographed), 11 p.

(調査研究部)